

枚方市男女共同参画推進審議会傍聴要領

1 傍聴手続

会議を傍聴しようとする者は、係員の指示に従い傍聴席に着くものとする。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明したりしないこと。
- (3) 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと。
- (4) 審議会の会長又は委員長の許可なく、録音、撮影等をしないこと。
- (5) 閲覧に供された会議資料の持ち帰り等の取扱いについては、審議会の取決めに従うこと。
- (6) その他会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

3 会議の秩序維持

傍聴者がこの遵守事項に違反していると認められる場合において、審議会の会長又は委員長はこれを制することとする。傍聴者がその命令に従わないときは、その傍聴者を退場させることができる。